

して、自主防災組織や民生委員等の関係機関と共有を図っていただきたい。また民生委員さんに対しましては、必要な情報を提供して平常時における民生委員・児童委員活動に支障がないように配慮していただきたい。

③は、要援護者の支援につきまして、市町村は平時から民生委員を通じて、要援護者の情報を市町村に集約させるような体制づくりを行っていただきたい。また、災害時には民生委員さん等を通じて要援護者の安否確認を速やかに行うことのできる体制を構築していただきたい。

④は、市町村が策定しております市町村地域福祉計画におきまして、地域における要援護者の情報の共有や安否確認の方法などについて明記をしていただいて、実行していただくということでもあります。

ここで問題になりますのは、先ほど御説明がありましたが、個人情報保護との関係です。個人情報を所有するものと関係機関が共有するための方式として、3点ほどお示しをしております。

次の3ページをごらんください。1点目が、手上げ方式ということです。これは要援護者の方に対して広報活動等におきまして、希望を募り、要援護者名簿に登録してそれぞれの関係機関で共有する方式です。2点目が、同意方式です。市町村の福祉関係部局などが直接住民の皆さんの中に入っていて、要援護者を把握していただき、その方々の同意を得て、要援護者名簿を作成して関係機関と共有していただく仕組みです。3点目が、市町村の個人情報保護条例に明記をしていただく方式です。

市町村の個人情報保護条例で、保有する個人情報の第三者への提供など可能とする規定を整備して、要援護者本人に同意を得ない場合であっても、関係機関と共有できる方式ということでもあります。

内閣府の方への働きかけや、各自治体への働きかけによりまして、こういった方法で災害時もしくは平常時から要援護者の把握に努めていただきたいというものであります。

ただし、なかなか実際市町村では実行されていない部分が多いということで、個人情報保護法自体に改正を必要とする部分もあるのではないかとということで、内閣府の国民生活審議会、その中の個人情報保護部会におきまして、「過剰反応」についての検討が行われているようですので、私どもからも民生委員法によりまして、守秘義務が課せられております民生委員さんに対します情報提供がスムーズに行われるよう要請しているということでもあります。

4ページは、市町村の地域福祉計画に、今まではこの部分が指針に明記されていなかったのですが、こういうのをお示ししまして、各自治体で積極的に取り組んでいただきたいということをお願いをしているということです。以上です。

○高橋議長 ありがとうございます。なかなか難しい課題でございますが、こういう形で議論が整理をされているということを前提に、これから議論をしていただければと思います。

第一線で、個人情報提供の実態、いろいろ課題で突き当たっての、先ほど国民生活審議会の資料でも出てまいりました民生・児童委員の皆さんでございますので、早速、天野委員にきょう1回目で、大澤委員の後任として発言をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○天野委員 それでは、民生委員・児童委員の個人情報に関する状況について、御説明申し上げたいと思います。

民生委員・児童委員の活動の支援に必要な、要援護者の個人情報に関しまして報告いたします。

私たち民生委員・児童委員は、長年地域の中で見守りが必要な一人暮らし高齢者等への支援活動を行ってまいりました。

平成17年4月の個人情報保護法の施行後は、一部の市町村において情報の取り扱いに慎重になる余り、支援に必要な情報が私たち民生委員・児童委員に提供されず、活動に大きな支障が生じるようになってまいりました。

平成18年度の全国民生委員・児童委員連合会が調査いたしましたところ、法定単位民児協が、地域の要援護者支援を行うにあたり、希望する個人情報の行政からの提供が「受けられている」と答えた、法定単位民児協は26.8%であります。これに「ほぼ受けられている」を含めると、全体の60%となってまいりました。

一方、「あまり受けられていない」と「まったく受けられていない」の合計は38.2%であり、4割近くに達していました。

私たちが保有できている情報の内容としては、「ひとり暮らし高齢者」は61.6%、「生活保護受給者あるいは世帯」が61.0%といずれも6割を超えております。他方、「母子世帯」「障害者・児」「父子世帯」に関する情報は2、3割にとどまっております。

次に、民生委員・児童委員が進める災害に備えた全国活動について、時に平成19年に能登半島沖地震、平成19年新潟県中越沖地震などの大規模な自然災害が生じる中、被災地の民生委員・児童委員が迅速に要援護者の安否の確認を行い、地域住民の避難など安全の確保に貢献し、そのことが新聞、テレビ等により報道され、地域住民の関係機関、団体の中で大きな評価を得ました。これは、当該地域において、高齢者の孤立死をきっかけにかねてより、現在の民生委員・児童委員協議会が要援護者マップを作成してきており、毎年これを更新してきたこと、直前に訓練を行ったことなどがこうした災害時に大いに役立つ前例となった取り組みでした。

そうした中で、厚生労働省は「要援護者にかかる情報の把握、共有及び安否確認等の円滑な実施について」という通知を平成19年8月に発出しました。この中で都道府県指定都市及び市町村に対し、災害時の要援護者の支援について民生委員・児童委員と、関係機関と連携して取り組み、要援護者情報と必要な情報の共有を図ること。また民生委員・児童委員の自然災害対応活動を支援することなどを求めました。

これが発出した今日、市町村から民生委員に情報が提供されるようになってきたと報告

を受けております。

しかし、それはまだ一部であり、市区町村は民生委員に高齢者のみならず障害者や児童の支援に要する情報提供をお願いしたいと私は考えておる次第でございます。

これからの民生委員活動は、全国民生委員・児童委員連合会は、今第二次民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動の中で、全国にいる1万カ所を超える単位民児協におきまして、災害時等いざというときに、支援に役立つ要援護者マップを行政との情報の提供をベースとして作成するべく取り組んでいることとしております。

こうした災害に備えて取り組んでいる民児協において、現在、要援護者台帳はその4割近く、要援護者災害マップは2割近くの民児協が取り組んでおります。私たち、このマップづくりの孤立死の予防や発見に大きな力を発揮するものと考えております。

今、このマップづくりを全国に呼びかけています。私たちは、これからも守秘義務のあった活動を展開しつつ、地域住民の関係機関の理解、信頼を得ながら支援を有用な要援護者情報の行政や関係団体の共有に取り組みたいと考えている次第であります。

昨年、私たちこれからの10年の重要活動を定める「活動強化方策」を策定しました。特に、地域社会における孤立・孤独・阻害への取り組みを強化しつつ、孤独死、高齢者虐待、児童虐待などに重点的に取り組み、安全で安心な町づくりを進めていきたいと考えておる次第でございます。以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございます。大変貴重な御報告をいただいたかと思えます。これについても、後ほど御質問等もあろうかと思えます。先へ進ませていただければと思っております。

後で一括してということで、かなり膨大なものとなりますが、きちんと記憶にとどめておいていただけますように、コメントがございましたらよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、これは民生委員さんも地域に伺っていると、マンションの方々がなかなか門を開いてくださらないということは本当によく伺うところでございます。マンション居住高齢者の支援について、これは厚労省の補助金で今年研究を、私もたまたまその委員の末席を汚しておりましたが、やっておりますというのが正確でございます。これにつきまして大蔵委員から、取り組みについて御紹介をお願いいたします。

○大蔵委員 資料5になります。この内容について、御報告をさせていただければと思えます。

1ページめくっていただきますと、マンション居住高齢者への支援についてというタイトルでまとめさせていただいております。これは私どもの協会の中に、居住高齢者支援方策についての検討委員会を設置しまして、今年度検討しているところでございます。

この内容は、今月末までに取りまとめを行いまして、来月、最終的なまとめをしていくといった段階でございます。

実際、検討会を設置しました背景は、協会の方で平成18年度からさまざまな取り組みを行っております。モデル的なものや策定をしておりますが、そういった中で、今後、マン

ション居住の高齢者の方々がますます増加するのではないかという観点から、推計ではありますが、高齢者の方がどんどん増えていくのではないかというのが1ページの下段にあります件数であらわしているものです。

2ページをご覧ください。検討事項といたしまして、主にマニュアル的なものを作成するにあたり、どのような検討事項が必要かといったことを取りまとめたものです。

またそれぞれ関係する団体がございます。下段の(2)に、どんな役割を担っていただければいいかと、管理組合さんや行政関係、マンション管理業者といった形で分類しましてそれぞれの役割を検討したところがございます。

こういった検討の内容については、現状どんな状況があるかということで、3ページに管理会社と管理組合の関係について確認をいたしました。契約によって業務は行われていますが、そういった状況の中で実際もっと掘り下げて、どんな問題があるかを確認しているのが5ページの上の段になります。ニーズの把握というところで、アンケートを実施しました。

実施の対象につきましては、下の段に配布数や回答状況を記載させていただいております。これだけのアンケートを実施して、問題点の把握を行ったというところがございます。そのアンケートの内容の一部につきまして、6ページ以降に添付させていただいております。さまざまな問題点がありますといった回答をいただいています。

9ページに、問題点の一つの例として、こんなことがトラブル、という面で挙げられています。その他の枠の中では、「孤立死」という点を管理会社、管理員双方が挙げているという状況がございました。

実際10ページをお開きいただきますと、前回も御報告させていただきましたが、高齢者、孤立死の発生状況という点で、下段に平成16年度から18年度までの内容をまとめております。件数的には平成18年度で68件発生しているというところがございます。

11ページでは、対応事例として、4つの事例を挙げさせていただいております。所有関係、入居状況というのがありますけれども、こういった状況で孤立死が発生したというところがございます。それから分譲マンションという点もあります。相続に関しましては下段に記載がありますように、相続放棄等がありまして引き継ぎ状況、問題の対応が難しいというところがあります。

アンケートの内容を見ますと、12ページにいろいろ問題点が確認でき、それに対する対応策を下段のところでもまとめております。

具体的な例としましては13ページ以降ということになります。14ページでは、考えられる高齢者支援としまして、サービスもありますが「見守り」という点は非常に重要であると。その「見守り」においても、4つの分野での「見守り」という形で取りまとめを行っております。その分野における「見守り」が15ページの上段に、人的な対応ですとか機械的な対応という形で取りまとめを行っているところがございます。

最後、参考で、高齢者の方が外出をすることによって、地域とのコミュニケーションを

はかっていくという面で、バリアフリーという対応策というのもできるというところを取りまとめをしたというものでございます。以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございます。マンション、確かにもうマンション居住高齢者が260万人ということで、これから大都市の高齢化が進めば進むほどどんどん進んでいくわけでございます。とりわけ、地域連携が物すごく重要な課題だということは議論してまいりましたが、これについて大変貴重な御説明をいただきました。

それから参考資料のことです。これは後ほど見ていただければよろしいのですが、北九州市は、新しい市長が出て、御承知のような生活保護受給に絡んで孤立死の問題が出てまいりました。それについて施策として「いのちをつなぐネットワーク」というコンセプトで、私が注目しておりますのは、「コミュニティソーシャルワーカー」これも実は何とか呼び名を考えようよと、「ソーシャルワーカー」という言葉自身が、地域の方々になじみがございます。だからといって「社会福祉士」と言ってもなじみがありません。そこら辺はこれからの工夫かと思えます。

区の係長職としてコミュニティソーシャルワーカーを、区役所に配置して、基本的には、地域包括支援センターを軸に活動するという考え方で整理をいたしました。その理由についてはこれに書いてございますが、係長ということでかなり権限のある形で動けるようにするということと、だからといってすぐこういう活動はできないだろうから、4月に発令して研修をやるということも考えているようでございます。そういうことを含めて地域包括支援センター、北九州市は大都市で唯一直営型でございます。そこに地域アプローチの機能を持たせて、権限を持った係長職を配置する。これも基本的には社会福祉士を持っている職員ということで、専門性を担保したい。付言しますと、4月から福祉職採用を再開するそうでございます。そういう職員を養成しないとという政策判断もあるようでございます。そんな形で、4月から展開が始まります。大変注目に値することかと思っております。

それと基礎資料として、民生・児童委員さんにアンケートをしたものも添付してございます。どうぞらんください。

もう一つは、2月6日だったかと思いますが、ここでは毎日新聞の記事を出していますが、そのほか3大紙でも取り上げられました。

社会的支援、これはいわゆる孤立、孤独と循環器疾患に疫学調査をしてみると有意な関係があるということです。男性の場合は1.5倍ですか、社会的支えのある人と少ない人で、脳卒中死亡の割合がかなり高いとか、男性、女性で見ると男性の方がどうも関係がありそうだったデータが出てきたということです。これは疫学でございますので因果関係までは定かではございませんが、やはり孤立、孤独の問題と脳卒中といった疾病、これは言うまでもなくメンタルなところで言えばやはりうつ病等の関係も結構あるかと思えます。むしろ脳卒中で、どうもこういうデータが出てきたということで、少しここの議論を広げる上で大変、どうしても福祉要援護という言葉が出てきましたが、福祉対策としてこの間

題を考えがちでございますが、やはり健康という側面からも一人暮らし、孤立、孤独の問題というのは大きくかかわりを持つというデータが出てきたということで、資料提供をしていただきました。

ということで、後1時間ほどございます。まずは、御質問、御意見等を含めまして委員の皆様から自由に御発言をいただき、事務局でこれからまとめの作業をする上での御示唆をいただけたらと思っておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

○園田委員 すみません、これからたくさんの議論をされると思うのですが、先に失礼しなければいけませんので発言させていただきます。

次回が最終回ということで、これまでの論点とここで議論したことをどうまとめるかということで、若干質問と言いますか、意見も含めて確認したいことがあります。

一つは、今回のこの論点整理で、ここで議論したことを、孤立死問題に取り組む視点と具体的な取り組みとしてどういう方策があるかということを書くことが非常に重要だと思っています。先ほど、御説明のありました資料3に、要援護者の把握等について並行して地域福祉計画等の方で検討されていることの対比で見ますと、確認させていただきたいことは、論点整理資料1で見ますと、数字の2のところでは孤立死問題に取り組む視点として、地域におけるつながりの再構築というのは非常に重要な視点だと思います。ここで書かれていることを拝見しますと、資料3の2ページ目の③ですが、要援護者の支援について、平常時における支援と災害時における支援で、平常時は見守り、災害時は安否確認ときちんと書き分けられているわけです。今回議論している論点メモですと確認というのは、どちらかというところと孤立死に至る直前とか、孤立死に近いことが生じてしまったときにどうリカバリーするかというニュアンスが、少しこの論点メモの上では濃いような感じがしました。ですから、そのぎりぎりのところをどうしようかということも議論しているのでしょうかというのが質問です。多分そうではないと思います。安否確認という言葉がたくさんありますが、「見守り」という言葉はほとんど出てきていません。

そういう意味で、少しその点を、論点の中で特にそのつながりというときに、最後に水道が使われなくなったとか、最後に何かおかしいというところではアウトに近い状態ですので、その前をどうしていくのかということをもう少し書く必要があるのではないかと、これは意見ですが思いました。

それから同じく論点整理の3ページ目で、多様なつながりの間での情報共有ということがありますが、これも要援護者に対する資料3との対比で言いますと、要援護者の4ページ目です。ここで地域福祉計画に盛り込む事項というのが①②③となっています。最初に要援護者の把握に関する事項ということで、そういう意味でいいますと、情報をどうやってつくるかということが実はすごく重要だと思うのです。そうしますと、今議論している論点のところでは、3ページ目の(2)でいきなり情報共有になっています。もう少し情報というものをどうやって把握するのかとか、どうやって築くのかということがないと、その後で出てきた非常に重要な情報を共有化していくということになると思うので、この

要援護者の御説明を聞いて対比で見えていくと、要援護者の方の整理の仕方でもかなり進んでいらっしやるところを参考にしながら、2点目としては情報をどうやってつくるのかというところを、もう少しこの論点メモのところで書き込んだらよいのではないのでしょうか。すみません、いきなり意見ばかり申し上げました。

○高橋議長 ありがとうございます。議論を進める上で、非常に奥行きを与えていただく御発言をいただいたと思います。事務局へお戻りする前に、今の御意見、いろいろ触発をされる場所が多々ございます。何かこの件でいかがでしょうか。

○野中委員 今の話は情報を共有することの大事さがわかっただら、それをどうやって把握するかまで戻っていかなければいけないのご指摘と思います。個人情報に対する判断に、警察からの問い合わせについてどの様に考えるかの話があります。確かに事実を正しく判断するために必要な場合があります。同じように高齢者や弱者に対して、あるいは孤立している人に対してその方々を救うためには、情報を適切に把握することが必要でその際個人情報保護法をどの様に理解するかの話です。

その様な場合、警察は良いが、孤独な人や援助を必要とする人たちに対しての個人情報の扱いがあいまいになっている。そのため情報が少ないために例えばさまざまな施策が利用されない。その結果、孤立死との現実に繋がっていると思うのです。

私は、個人情報のことに関しては何のために個人情報を保護するのか、あるいは地域の様々な弱者や孤立している人たちのつながりを大切にして援助するためには情報がもっと必要等、その辺の論点整理をする必要があると思います。

何の目的に、この個人情報が保護されるべきなのかがどうも不明なのです。それが結局不適切な事例につながっていると思うのです。

また、ケアマネジャーがケアプランを作成する際にも、なかなか利用者の情報がもらえないというのが現実にある。このことも、まさに個人情報保護法が正しく理解されていないことに起因していると思います。個人情報の前提が全く理解されていないと思います。ですから、今の御意見が出てくるような気がするのです。

最終的に、つながりのための情報共有は大事だと思います。そのために情報を把握することは大事なことです。だけどその問題は何のためにということが理解されないとつけ焼き刃になってしまうのではないかと。園田委員の意見を聞いて意見を言わせていただきました。

○高橋議長 ありがとうございます。この問題は、我々の提言をする上でかなり大事なおへその部分になるかと思えます。もう少し御発言をいただけないでしょうか。

気にしておりますのは、要援護者という割とはっきりしちゃうのです。要するに社会的支援の必要な人たちというふうには、言ってみれば自他ともに認めている人たち。

ところが問題は、我々がここでこれから考えようとしていることは、社会福祉法で言いますと福祉サービスを必要とする地域住民という表現がありますが、普段は要援護者ではないと思うのです。だけれども、一たん何かがあると社会的支援が必要になるかもしれな

い、そういう意味ではグレーゾーンの世界で、逆に言いますと「あなたは要援護者ですね」と言うのと「何を言うか」という方々もたくさんいらして、自分は要援護でない、自分はちゃんと自立しているのだと思っていらっしゃる方がたくさんいます。もう少しありていに言ってしまうと、福祉のお世話にはなりたくない。これは古い意味の福祉の概念だと思えますが、要援護というのはそういう響きがあります。どうしても過去の使われ方からもっているわけです。

実はマンションの居住の議論は、要援護者としてそれなりに財産があり、年金がおありになり、だけれども何かの事情で一人暮らしを元気にされている間はいいけれども、何か起こったと、そういう意味ではリスクを持っているといったらいいのかもしれませんが、援助の対象というよりはもう少し幅広い中でさまざまな課題が起こってくるよと、そこら辺をどのように捉えたらいいのだろうかということについての提言ができたらと思っております。これはいわゆる福祉、社会福祉の対象者というようなとらえ方よりは、もっと広い市民社会で生活をしていて、さまざまな孤立、孤独によってリスクを発生する可能性、そういうものについてコミュニティとして、といいますか、地域としてどう考えたらいいのかという、どうしてもそこら辺がなかなかはっきりしない。行政のお立場からいえば、やはり福祉の対象でなければというところがありますが、現実には問題はそうでないところで起こるといえるところが多々ございます。

確かに低所得の方々、生活保護の方々が、さまざまなことが発生する確率は高いことは現実です。それだけではないという、そういうことを含めた視点をぜひ何かの形で書けないかと思っております。

○鷺見委員 議長が言われたことに多少関係するかと思います。今は、御自身がきちんと御発言ができる方々であったり、認識ができる方々であれば、まだ発信することも可能であると思うのです。ここでは認知症という言葉で、御自身の御意見をきちんと外に発信できない人という形で位置づけられています。実際にケアマネジャーとして現場にいますと、要は社会との関連性の中で、御病気を持って、要するに内部障害であるとか多少なりとも社会認識が少しずれている場合、そういうような形でいきますと実際には関係性の中でどんどん孤立していつている人たち、本当にグレーゾーンの方々結構いらっしゃるのです。この方々に対しても、やはりきちんとそれがこういうときに考えていただけるといいなと感じました。

○渋谷委員 今、高橋先生がおっしゃったことはぴったりです。こちらとしても悩んでいることで、余り解決策がないので言いづらいところがあります。

民生委員さんが個人情報保護のことで悩んでいらっしゃるのと同時に、地域の自治会などでやっている見守りを実施している方々は、まさしく守秘義務を課せられていないし全く隣人ですがやはり悩んでいるのです。「あのおばあちゃん、風邪引いているよ」という話を伝達することも、厳密に言ったら個人情報保護のわけです。もっとも住民同士でやれば別に法の規制はかかりませんが、個人情報保護としてある程度慎重にしなければいけないと

ということで、そのあたりでかなり悩んでいると思うのです。ここに書かれていることは、どちらかという人と人を限定してシステムでつくっていく場合、人をピックアップしてシステムをつくる場合だと思いますが、高橋先生がおっしゃるように、そこまで行かないところをどう見守るか、支えるか、伝えるかということについて何か書けたらいいということだと思います。

すばったした解決策を持っていませんが、ここはどちらかといえばシステムのことを書いてあるので、地域社会で支えるということについて、住民が、あらゆる人たちを自分たちの仲間だと考えて支えていくというところを、少し書く必要があるのではないかと思います。

そのことは、本当のガチガチのシステムにはなりません、常盤平の中沢さんの話を聞いていると、見守りをやるのが、つながりをつくらうとすることが、またつながりをつくっているということもあるので、そのような形で少し楽観的かもしれませんが前向きなことを言えるといいのではないかと思います。

○野中委員 言葉が不適切かもしれませんが、孤立していることをメリットと感じている人たちだからこそ、その人たちを弱者と判断できないところに問題があるわけです。しかし、例えば地震の際には、すべて弱者といいますか要援護者になります。その先にそういう可能性があるから、つながりをもつ事が大切になります。しかし、つながりに対してメリットを感じない人たちが地域にふえる。その人たちが何かのきっかけで要援護者になる、そのことをどうやって防ぐかという話と思うのです。

ですから、個人情報保護法の目指している部分と、一方で要援護者になることをもっと前の段階から防ぐための「つながり」に、個人情報をどの様に活用すべきかを提言していないと、民生委員や自治会の方々は困ると思います。

昔からの地域の自然な助け合いを自然発生的につくっていきこうという提言は大事だと思います。しかし、そのことに対して、孤立者はむしろそのつながりをデメリットに思っているわけですから、そのつながりをメリットに思うという地域の支え合いの仕組みも考える提案が大事だと思います。

今は要援護者でない人たちをどうやって救うかに対する視点を中心に置くことが必要かと思えます。

○高橋議長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。

多分軸があるのだと思うのです。自分の視点で人のお世話にはなりたくない、ならなくていいというそういう認識の軸があって、やはりいざとなったときは頼りなるといふうに思っている自分の認識がある。それから客観的に見ると、やはりこの方は支援が必要だよという軸。この人は一人でやっていけるよねという、その辺が二重でクロスでしてくると、問題はやはり支援が必要なにもかかわらず「支援は要らないよ」と思っている人、そこら辺をどうするか。

実は「もう少し自立していいではないの」ということもあり得るわけですが、ここら辺はここでの、差し当たりそこら辺をどう考えるか。

もう一つは変な言い方をすると、情報共有の話、リフォーム詐欺のときにつくづく思ったのです。悪徳業者の情報共有の方がはるかに進んでいるわけです。数年前に、認知症の御姉妹のリフォーム詐欺事件がありました。4千万ぐらい取られたと、最終的には地域の方がおかしいと気がついて後見制度にかけるということになったわけです。そうすると客観的には支援が必要なのに、御本人はそういうことをお感じにならなくて、言ってみれば悪徳業者の甘言にころっといって、それが言ってみれば支援に、そういう方のインタビューを見ていると「いじわるな嫁よりは、よほど親切だった」という言葉が返ってくるような、そういう関係の中で、どうしても孤立がそういう問題を引き起こすということがあります。そこら辺のあやみたいなもの、法律の話もそうですしシステムの話も割とかちっと要援護者と、そこまで行く前のところをいろいろ何か考えたいなと、そんなことを事務局とも話しております。

もう一つ、こういう話をするとき、前に申し上げたら重複になりますが、僕はよく「ドラえもんタイムマシン」と呼んでいるのですけれども、要するにジャイアンが石につまずくときに、タイムマシンに乗って石をどけてあげるといふ漫画があるのです。そうするとジャイアンはあの石をどけてもらったのをわからずにスッと歩いて、「あれは私が石をどけてあげたから、あなたはけがをしなくて済んだ」と言ったとしてもわからない。あらかじめの支援活動は、そのようなところがあります。障害といったものを取り除いてあげているにもかかわらず、取り除いている活動についてはなかなか評価されない。これは予防もそういうところがあります。

この種の活動というのは、一体的にそういうところがあると思っています。おせっかいではない、いろいろな障害を取り除くことが、結果的には自立してピンチンして元気で生活することになっているのだけれど、それを地域がいろいろな形で本人が気がつかないで、構うことによってそういうことが成り立っているというそういうある種の逆説的な状況が、実はマンションなどでも、そういうことが結構あるのではないかと思うのです。そこら辺をきちんとうまく描けると、予防といいますか早期発見。

もう一方で、裏に社会的コストということを申し上げたのは、そういう方に限ってお亡くなりなると大変だというのは、先ほどのマンションの幾つかの死亡例であるわけです。そこら辺のところを少しビビッドに出せると一味違った提言ができるのではないかと思います。

私が少ししゃべり過ぎでございます。ごめんなさい、どうぞ。御意見を、いろいろ展開をしていただければと思います。

○伊藤委員 新宿区です。最初のときに、新宿区の取り組みについて御説明させていただきましたが、若干補足的にその後の経過と言いますか、そういったことも含めてお話をさせていただきたいと思っております。

当初は民生委員さんにやはり個人情報保護の関係がありまして、情報の提供の問題がありますので、全件調査をお願いしました。その後もう一度、12月に民生委員さんに行っていただいておりますが、それ以外はシルバー事業団とNPOさんに委託をしまして、契約の中で個人情報の保護については守っていただくような形をとっております。

月に2回、情報誌の配布ということで、それをツールにして安否確認をしているのが非常に好評です。その後分析した結果ですが、実は全体で大体12,000人を対象にしたのですが、同居者がいる、近くに見守る人がいるということで実際には4割ぐらい、4,500人ぐらいを対象に75歳以上の方を回っています。そのうちの8割が女性で、男性が2割という比率だということがわかりました。逆にお断りした人の比率を探してみましたら、全体の数はやはり女性の方が圧倒的に多いので、比率でいいますと、断った比率は男性の方が3%ぐらい多かったというようなことがわかりました。

それから平均寿命との関係もありますが、年齢が高い層ほど女性の一人暮らしが多い。そういう人たちは、比較のお断りにならないで来ていただきたいということが多かったということがわかりました。

特に男性ですが、邪魔にならないから来てもいいかなぐらいに思っていたのだけれども、来ていただくことによって非常に張りが出てきたと。やはりそれぐらいの年齢の方というのは、先ほども議長からお話がありましたように、社会に迷惑をかけたくない、自分一人でこういう生き方をするとか、そういうお考えの方が多いようでして、昔だったらお世話にならなかった、でも来ていただくのととても行政が手を差し伸べてくれるのはありがたいというようなことで、ほんの18%ぐらいですが、男性の方からの方が反響が結構あるという状況でした。女性は本当に淡々と受けとめてくださっているといった状況です。

ただ、実際にお断りしていただいたといえますか、「来なくていい」と言われた方の中で、本来必要だと思う人が1,000人近くおられます。そういう人たちにどうアプローチするかが本当の課題だと思っています。そういう中でNPOやシルバーさんだけでなく、地域の中で見守りをもっともっと広くやっていきたいと思っています。

そこでネックになるのが個人情報の関係です。団地の自治会などでも、うちの団地ぐらいうちがやるとおっしゃってくださるところも少し出てきていますが、その情報の提供をどうしようかというところで、やはり条例等でネックになっています。団地の方で情報を収集したという形にして、区は毎月配布する情報誌だけを一定のところへ届けるから、後は団地の中でやってくださいと、そんな形でこの活動を、地域の力を生かす形でもう少し広げていこうと考えています。

そんなことで一つのツールではあるのですが、冬でしたら、うがいや栄養のある食事のとり方、ほんのちょっとした情報ですが、それを楽しみにしている声が非常にありまして、ささやかですが継続することが必要ではないかと思っているところでございます。

○高橋議長 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。今の伊藤委員のお話を伺っていて、網かけ型のアプローチで相当効果が上がるものと、必要だなと思っ